

令和 6年 8月 1日

短期入所生活介護(ショートステイ)利用単位(料金)表

短期入所施設 芳徳の郷 ほなみ

下記利用料金は1日当りの事業者設定金額です。ただし、食費・居住費につきましては、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日当りの料金になります。

1 単位(利用料金)

(単位: 日)

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設ユニット型 短期入所生活介護費(Ⅰ) 2124-1	529単位 (¥5,290)	656単位 (¥6,560)	704単位 (¥7,040)	772単位 (¥7,720)	847単位 (¥8,470)	918単位 (¥9,180)	987単位 (¥9,870)
—看護体制加算(Ⅱ)— 216115				8単位 (¥80)			
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 216100				18単位 (¥180)			
夜勤職員配置加算(Ⅱ) 216119				18単位 (¥180)			
合計単位 (合計金額) ①	547単位 (¥5,470)	674単位 (¥6,740)	748単位 (¥7,480)	816単位 (¥8,160)	891単位 (¥8,910)	962単位 (¥9,620)	1031単位 (¥10,310)
介護保険より給付される金額(①の9割) ②	(¥4,923)	(¥6,066)	(¥6,732)	(¥7,344)	(¥8,019)	(¥8,658)	(¥9,279)
サービス利用に係る自己負担額(1割) (① - ②) 注4 中段2割負担 下段3割負担 ③	¥547 ¥1,094 ¥1,641	¥674 ¥1,348 ¥2,022	¥748 ¥1,496 ¥2,244	¥816 ¥1,632 ¥2,448	¥891 ¥1,782 ¥2,673	¥962 ¥1,924 ¥2,886	¥1,031 ¥2,062 ¥3,093
介護職員待遇改善加算(Ⅰ) 216108	注1	③×14%	③のサービス利用に係る自己負担額に14%を乗じた額 ※「2 その他の加算単位」に定める各種加算が必要な場合は、その額を含む				
地域加算	注1	③×10.55	地域差を反映させる為に、基本「1単位=10円」に対して地域区分・サービス種類ごとに割増【小田原市(5級地)1単位=10.55円】にて計算				

2 その他の加算単位(料金)該当者は【1 単位(利用料金)】の他に1割の金額が必要となる場合があります。(単位:回、日)

送迎加算(片道)	注2	184単位 (¥1,840)	通常の実施地域において、施設の車両でご利用者を自宅から施設または施設から自宅へ送迎した場合
若年性認知症利用者受入加算		120単位 (¥1,200)	初老期(65歳未満)における認知症によって要介護者となったご利用者に対し指定居宅介護サービスを行った場合

3 介護保険負担限度額認定料金

食費の負担限度額 注3	第1段階	¥300／日
	第2段階	¥600／日
	第3段階①	¥1, 000／日
	第3段階②	¥1, 300／日
	第4段階	¥1, 680／日

居住費の負担限度額 注3	第1段階	¥880／日
	第2段階	¥880／日
	第3段階	¥1, 370／日
	第4段階	¥2, 200／日

4 介護保険の対象とならないサービス費

内 容	費 用	適 用
行事(クラブ活動・レクリエーション参加者の費用)	実費	ご利用者及び御家族の希望による
理美容		
その他必要により掛かる費用(医療費等も含む)		

注1 「1 単位(利用料金)」の合計に対し毎月算定されますが、加算の状況により金額は変動いたします。

注2 送迎については「通常の実施地域」を越える範囲の送迎をする場合、別途送迎自費費用として1kmにつき¥50を頂きます。

※通常の実施地域とは「小田原市、南足柄市、足柄上郡開成町および大井町、松田町」となります。

注3 1食の単価として、朝食 ¥480、昼食 ¥560、おやつ ¥80、夕食 ¥560となります。ただし、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載されている金額が1日の食費負担上限額となります。

※負担限度額認定を受けている方の食費と居住費は、認定証に記載されている額です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の提示が無い場合には、上記3の減免が受けられない場合がございます。

注4 ③上段の額については自己負担額が1割の金額です。2割負担はこの額の2倍、3割負担は3倍になります。

5 ご利用者が要介護認定を受ける前にサービス開始した場合、またはサービス利用期間中に要介護認定が非該当になった場合には利用料金の介護保険金額を一旦全額お支払いいただきます。なお、サービス利用期間中に要介護認定を受けた場合は、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される償還払いとなります。また、要介護認定が受けられなかった場合は食事代、居住費と介護保険分の全額実費をお支払いいただきます。

6 介護保険の改正等に伴い給付額に変更があった場合には、利用料も変更となります。

7 利用料金のお支払方法

毎月20日頃までに請求書を送付し、原則として毎月27日に口座から引き落としとなります。

ただし、引落し日が土曜、日曜の場合はその翌月曜日となります。

※お手続きの都合上、最初の1~2カ月間はお振込になります。

8 キャンセル料について

原則としてご利用日前日の18時以後にキャンセルをした場合は、食費(朝食 ¥480、昼食 ¥560、おやつ ¥80、夕食 ¥560)、居住費(¥2.200)のご利用予定の100%実費相当額をお支払いいただきます。

介護報酬改定により令和6年8月1日より実施となります。